

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	精神障害者保健福祉手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、精神障害者保健福祉手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東村山市長

公表日

令和3年1月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳に関する事務
②事務の概要	1. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法第五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法第四十五条第四項の都道府県知事の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法第四十五条の二第一項又は第三項の精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務、法施行令第七条第一項の精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法施行令第七条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法施行令第九条の障害等級の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法施行令第十条第一項の精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	・障害福祉システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)精神障害者保健福祉手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の14の項 番号法別表第1の主務省令で定める事項を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法別表第2第16項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第106項、第116項 【情報照会】 番号法別表第2第22項、第23項、第24項、第25項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障害支援課
②所属長の役職名	健康福祉部 障害支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	評価書名	東村山市 精神障害者保健福祉手帳に関する事務 基礎項目評価書	精神障害者保健福祉手帳に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5-②	障害支援課長 花田一幸	健康福祉部 障害支援課長	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 7	郵便番号:189-8501 東村山市役所 総務部 総務課 情報公関係 住所:東京都東村山市本町1丁目2番地3号 電話:042-393-5111(代表) ファックス:042-390-6227	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 8	郵便番号:189-8501 東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 住所:東京都東村山市本町1丁目2番地3号 電話:042-393-5111(内線3157) ファックス: 042-393-6846	東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策 1～9	様式変更による	IVリスク対策 1～9	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-1対象人数 いつ時点の 計数か	平成28年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4	【情報提供】 番号法第19条第7号 番号法別表第2第16項、第27項、第28項、第 31項、第54項、第55項、第56項の2、第57 項、第79 項、第106項、第116項 【情報照会】 番号法別表第2第22項、第23項、第24項、第 25項	【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法別表第2第16項、第27項、第28項、第 31項、第54項、第55項、第56項の2、第57 項、第79 項、第106項、第116項 【情報照会】 番号法別表第2第22項、第23項、第24項、第 25項	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 1-③	1. 中間サーバー	・障害福祉システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	事前	